

4月から「上下水道窓口業務等の外部委託」と 「上下水道料金の一括徴収」を始めます①

○外部委託で変更となる点について、3月号までの3回に分けてお知らせします。

令和2年2・3月（5月請求）分より、水道料金と下水道使用料（農排・漁排を含む）を一括徴収します。

周防大島町では、これまで「水道料金」と「下水道使用料」を別々に請求していましたが、利用者の皆さまの利便性向上と、事務の効率化を図るために、「上下水道料金」として一括徴収させていただくことにしました。計算方法に変更はありませんので、一括徴収により合計金額が高くなったり安くなったりすることはありません。

■対象となる方

- ・周防大島町の水道、下水道をあわせてご使用の方。
- ・水道のみ、下水道のみの方も「上下水道料金」として請求いたします。

■納入方法について

「上下水道料金」として、ご使用分を合算した金額を一括納入していただきます。

現在、水道料金と下水道料金の納入方法（口座振替または納入通知書）が同一のご利用者につきましては、手続の必要はありません。

納入方法や名義が異なるご利用者につきましては、納入方法を統一する必要があります。該当者の方には別途手続に関するご連絡をいたします。

■一括徴収に伴い変更となる点

- ・検針票および納入通知書のレイアウトが変わります。
- ・納入期限および口座振替日が検針の翌月20日に変わります。（水道料金のみ、下水道料金の場合も同じ）
- ・一括徴収で口座振替をするには、使用者情報（名義）、支払方法、口座情報を統一する必要があります。登録情報が異なるときは、水道料金の情報に統一します。下水道料金の情報や新たな口座の登録・使用者名義の変更をご希望の場合は、手続きが必要となりますので、水道課までお問い合わせください。

水道・下水道使用水量等のお知らせ

お客様番号 口径 mm
 検針日 月 日 種類 検針員

| | | |
|------------------|----------------|--|
| 今回指針 | m ³ | |
| 前回指針 | m ³ | |
| メーター取替までの使用水量(+) | m ³ | |

| 請求予定金額 | | |
|--------|----------------|----------------|
| 区分 | 水道 | 下水道 |
| 使用水量 | m ³ | m ³ |
| 料金・使用料 | 円 | 円 |
| 合計金額 | 円 | |

上記の金額は実際のご請求金額と異なる場合があります。
 上記の金額には消費税相当額を含んでいます。

今回口座振替予定日 月 日

| 口座振替済のお知らせ | | |
|------------|------|--|
| 年 | 月検針分 | |
| 水道料金 | 円 | |
| 下水道使用料 | 円 | |
| 振替済金額 | 円 | |

上記金額をご指定の口座より振替いたしました。

領収日 年 月 日

通信欄

▲変更となる検針票のレイアウト

■今後の広報連載予定

2月号広報…検針日および検針月・地区の変更、料金の請求月の変更

3月号広報…窓口業務委託先の紹介、業務内容、連絡先等のお知らせ

※町ホームページに、上下水道窓口業務等の外部委託による変更点や一括徴収の開始についてのQ&Aを掲載します。

■問い合わせ

水道課 ☎0820(79)1011

下水道課 ☎0820(79)1014